

新聞・雑誌などを集めて 団体の活動資金にしませんか？

【環境整備課衛生係 内線235】

各家庭から出る新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、一升びん、ビールびんを、地区などで自主的に回収し、回収業者に引取ってもらうリサイクル活動を“集団回収”といいます。

回収業者に引取ってもらうことで、団体の活動資金を確保するとともに、ごみの減量と再資源化、分別意識の向上、地域のコミュニティ活動推進を目的にしています。

■リサイクル品回収団体への登録■

●団体登録前の確認

登録できる団体は、自治会、町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会などの非営利目的団体とし、個人及び事業主、営利目的団体は対象外となります。

また、新規団体(なかよし団体など)として登録する場合は、非営利団体の活動内容、報告、会員名簿などを提出していただき、環境整備課で審査します。

●登録方法

登録は、申込書に記入し、環境整備課へ提出していただくことで完了します。小泊地域は、小泊一般廃棄物最終処分場でも登録を受け付けています。申込みは、随時受付中です。

※平成23年3月31日現在、町では10団体(中里地域6団体、小泊地域4団体)が登録し、リサイクル活動を行っています。

■回収品目や取引価格の目安 (引取金額は、年度途中で変動がある場合もあります)

①新聞紙・チラシ
6円/kg



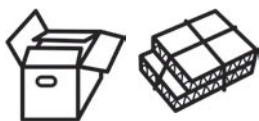
②雑誌類
2円/kg



③紙パック
2円/kg



④ダンボール
3円/kg



⑤一升びん
・ケース付き6本
52円/箱
・バラ(茶・緑)
2円/本



⑥ビールびん
・ケース付き(大)
20本
300円/箱
・バラ(大)
5円/本



※希望する地区・団体には説明会を開催します。環境整備課までお気軽にお問合せください。

上高根地区のリサイクル活動

上高根地区では、集会所である高寿荘の管理委員会が主体となり、活発に動いています。

回収した品目や数量、換金額は、「広報たかね」で地区住民に周知していて、住民の関心も高いといえます。

3月11日(金)午前に、回収業者へリサイクル品を引き渡している現場で、高寿荘管理委員会の会計をしている古川進さんにお話をうかがいました。

—いつから始めたんですか？

役場の集団回収育成推進事業が開始されてすぐだから、3年前ぐらい。その後、年々回収量が増えてきている。

—集まったお金はどのように使っていますか？

集会所の運営費に充てている。地区の広報で普及啓発のほか、回収実績の報告も行っているのでも、みんなの関心が高まっているのでは。

—地区への効果は？

リサイクルへの関心が高まったことと、地区へお金が落ちることへの面白さだね。町のごみ処分にはお金がかかっているが、ごみとして出す量が減れば町の負担も減るし、リサイクルすれば地区のお金にもなる。一石二鳥でしょ。



リサイクル品を引渡す古川さん



子宮頸がんなどのワクチン接種を 全額町が負担します

【中里保健センター ☎57-3920、小泊保健センター ☎64-3748】

平成23年4月から、町委託医療機関で子宮頸がんワクチン接種を公費負担で開始いたします。対象者には、町から個別に通知書を郵送します。

なお、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは一時見合わせ中です。接種可能になった段階で、広報などでお知らせします。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 の支給額が変わります

【福祉課福祉係 内線127】

平成22年度の消費者物価指数が対前年比0.7%下落したのを受け、平成23年4月以降の児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が以下のとおり引き下げられます。(−0.4%)

区分	支給額(月額)	平成22年度	平成23年度
児童扶養手当	全部支給	41,720円	41,550円
	一部支給	41,710円 ~9,850円	41,540円 ~9,810円
特別児童扶養手当	1 級	50,750円	50,550円
	2 級	33,800円	33,670円

図書館情報

今月のMiniコレクション

「本屋大賞」と「災害」をテーマにした本の展示・貸出しを行います

新刊情報

『TTP反対の大儀』 農山漁村文化協会 農山漁村文化協会
 『ドラッカーの講義』 P.F.ドラッカー アチーブメント出版
 『春色恋ぐるい』 諸田玲子 講談社
 『夢で逢いましょう』 藤田宜永 小学館
 『焼印なき羊たち』 ヒキタクニオ 講談社

なんでも行政相談

日時… 4月20日(水) 午前9時~12時
(毎月第3水曜日)

場所… 中央公民館

行政相談委員… 秋元 武弘、藪田 由比子

*行政相談は、住民から寄せられた苦情や意見・要望について、住民と関係行政機関との間に立って、公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図ります。

心配ごと相談 中泊町社会福祉協議会

中里地域		小泊地域	
4月27日	成田 寛、中村 盛江	4月20日	藪田由比子
5月11日	近村 敦、菊池 俊一		長内エツ子
相談場所	役場相談室	相談場所	日本海漁火センター
相談時間	午前9時~午後2時	相談時間	午前9時~午後2時

農業者の皆さまへ 農業者戸別所得補償制度 の受付が始まりました

【青森農政事務所農政推進課
☎017(777)3512】

畑作物にも対象を拡大して本格実施します。

●この制度は、日本の食料自給率向上と農業の再生を目指す対策です。

●交付申請期限は6月30日(木)です。

○ご相談は、町水田農業推進協議会(役場農政課 内線156)、J A、お近くの農政事務所まで。

「緑の募金」にご協力を

【町緑化推進委員会事務局
農政課 内線152】

今年度も豊かな自然がもたらす広がることを願い、「緑の募金」運動を展開します。

募金額の45%が青森県緑化推進委員会から還元され、道路沿いの花壇の整備や、緑の少年団育成事業などに助成しています。

各地域でご要望がありましたら、どうぞご相談ください。

○平成22年度募金実績
468,507円

○平成22年度事業実績(地域緑

5月12日は民生委員・児童委員の日です

【福祉課福祉係 内線126】

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」による

化推進助成)
中里小学校・武田小学校・小泊小学校・中里中学校・小泊保育所花壇整備事業、薄市小学校緑の少年団育成事業

○募金活動：4月1日(金)~5月31日(火)

募金は各地区行政連絡員及び民生児童委員にお願いしています。ご協力をお願いいたします。

って設置された地域住民を支援するボランティアです。「広げよう地域に根ざした思いやり」を行う動宣言に掲げ、活動しています。

すべての民生委員は、子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねています。児童に関する相談・支援を専門に担当する「主任児童委員」もいます。生活、子育て、まちづくりなど、幅広い分野の相談に応じています。

民生委員・児童委員には、法律で秘密を守る義務があり、相談内容が漏れることはありません。どうぞ安心してご相談ください。

平成23年度 農作業労賃等標準額

【農業委員会
内線181~183】

平成23年度農作業労賃・機械等賃借料標準額を次のとおり定めました。

1. 農作業労働賃金 (実働8時間基準)

作業別	作業労賃	備考
水田一般作業	6,000円	賄なし
畑作一般作業	6,000円	賄なし
機械オペレーター	8,000円	賄なし

2. 機械等賃借料(10アールあたり)

※賃借料は、現地の状況を考慮し、協議のうえ加算・減額してください。

機械別	作業別	賃借料	備考
トラクター	水田耕起	4,000円	1回耕起 運転手つき
	代かき	5,500円	2回代かき //
	耕起・代かき	9,500円	耕起から代かきまで //
	畑地耕起	5,000円	2~3回耕起 //
	畦塗り	2,000円	100m(片道) //
	プラウ	3,000円	- //
田植機	田植	5,500円	- //
	田植	23,000円	苗つき //
コンバイン	刈取・脱穀	10,500円	糸つき //
	育苗	17,500円	中苗35箱を基準(500円)
作業委託	刈取・乾燥・調整	21,000円	生産量10俵を基準

《参考》葉タバコ栽培畑に関しては、当委員会での賃貸借事例がありませんので、当事者同士で協議決定してください。

中泊町賃借料情報

平成22年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

1. 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名		平均額(H22年分)	最高額	最低額	データ数	
旧中里町	基盤整備地域	27,000円	40,000円	10,000円	97	
	未整備地域	20,700円	30,000円	10,000円	15	
	旧武田村	基盤整備地域	29,800円	40,000円	10,000円	44
		未整備地域	21,300円	35,000円	10,000円	90
	旧内潟村	基盤整備地域	21,800円	35,000円	10,000円	52
		未整備地域	15,400円	30,000円	10,000円	24
旧小泊村	基盤整備地域	11,300円	11,300円	11,300円	1	
	未整備地域	12,000円	12,000円	12,000円	2	

2. 畑(そ菜)の部

締結(公告)された地域名	平均額(H22年分)	最高額	最低額	データ数
旧中里町	1,000円	1,000円	1,000円	2

※旧武田村・内潟村・小泊村はデータがありません。 ※データ数は、集計に用いた筆数です。
 ※賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kgあたり10,000円に換算しています。
 ※金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

お腹周りが気になる、体重が少し気になってきた、運動を始めようかしら? と思っっている方。一緒に運動を始めてみませ

一緒に体を動かし
てみませんか?
【中里保健センター
☎(57)3920】

■場所：中央公民館
■講師：健康運動指導士 葛原仁美氏

おひとりでも、お友達同士でも、ご夫婦でも参加可能です。参加お待ちしています。
 ■日時：4月11日(月)、4月18日(月)、4月27日(水)
 午前10時~11時30分

対象者のいる家庭には、すでに送付しています。届いていない。

「平成23年度乳幼児
健診日程表」届いて
いますか?
【中里保健センター
☎(57)3920】
【小泊保健センター
☎(64)3748】

いようでしたら、保健センターへご連絡または来所してください。



つがる西北五広域連
合「中核病院」の名称
が決まりました
【つがる西北五広域連合
☎(26)6363】

このたび、新病院の名称を決定しました。当連合では、地域のみなさまにとって信頼される地域医療体制を構築するため、この新病院建設とともに、機能再編成を進めていきます。

■新病院名称

『つがる総合病院』
平成22年10月20日(水)から12月20日(月)までの2か月間にわたり名称を公募し、217件のご応募をいただきました。

この中から5作品に絞り、名称選考委員会で投票により決定しました。

採用名称応募者3人のうち、抽選により1人に対し、3月1日(火)に表彰式を行って記念品(各市町特産品3万円相当)を贈呈しました。

応募・選考結果の詳細は、つがる西北五広域連合ホームページ(<http://www.aoi-mori.net/~tsugaru/>)に掲載しています。たくさんのご応募ありがとうございました。

固定資産の縦覧・閲覧

【税務課 内線145】

■縦覧制度

土地または家屋の所有者は、自分の固定資産の評価が適正であるかを判断するために、評価の比較に必要な範囲に限り、自分が所有する資産と、町内のほかの資産の価格などを比較することができます。

◆縦覧できる人

土地…土地に対して固定資産税が課税されている納税者
家屋…家屋に対して固定資産税が課税されている納税者

◆縦覧期間…4月1日～5月31日

午前8時15分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

◆縦覧場所…役場税務課窓口

◆縦覧するために必要なもの

- ◎納税者本人が縦覧する場合…本人であることが確認できるもの(運転免許証・納税通知書・健康保険証など)
- ◎代理人が縦覧する場合…納税者本人からの委任状及び代理人の運転免許証、健康保険証など

■閲覧制度

「閲覧制度」は固定資産課税台帳をご覧になり、課税内容を確認してもらうもので、平成15年度から納税義務者以外で、土地や家屋を有償で借りている人も対象資産の閲覧ができるようになりました。

◆閲覧できる人

- ・固定資産税の納税義務者
- ・土地の貸借権その他の使用または利益を目的とする権利(対価が支払われる人に限る)を有する人
- ・家屋の貸借権その他の使用または利益を目的とする権利(対価が支払われる人に限る)を有する人
- ・固定資産の処分をする権利を有する一定の人

◆その他

- ◎電話による照会にはお答えできません。
- ◎借地・借家人の人は縦覧帳簿の縦覧はできません。

「畑の学校・食卓の学校」体験者募集!!
【中泊町グリーン・ツーリズムの会「かけはし」】

四季を通じて、土に触れ、食する喜びを感じてもらえるよう、農家の人たちが先生となって、楽しく交流できるプログラムを準備しています。親子や小グループでのお申込みをお待ちしています。

◆体験内容：枝豆・じゃがいも・スイートコーン・大根の植え付けや観察・収穫作業を通じて、育てる喜びを体験します。

◆入学金：1人500円
1家族1,000円

◆体験料：500～1,000円(その都度いただきます)

◆開校式：5月8日(日)午前9時

30分～町農村活性化施設講師・プログラムの紹介、じやがいも・枝豆・スイートコーンの植え付けを行います。

*農作業ができる服装・装備でご参加ください。

■お申込み・お問合せ

随時受け付けています。

*電話での受付時間：

午前10時～午後1時
午後4時～午後8時

竹内カズ子(090-2799-4560) / 佐藤イネ子(090-7070-9615)

東北地方太平洋沖地震の被害者に対する県税の減免などについて

【西北地域県民局県税部 電話(34)3141】

このたびの平成23年東北地方太平洋沖地震により、多大な被害を受けられた方々に、心からお見舞い申し上げます。

被害を受けられた人が今後納付すべき県税(個人事業税、不動産取得税及び自動車税など)は、被害の状況に応じ減免するなどの措置をとることになっています。くわしくは、県税部までご相談ください。

なかどまり 119

畑などの雑草「ゴミ」を燃やしたいのですが？

畑などの雑草「ゴミ」を燃やす場合は、消防署に「火災とまぎらわしい煙、または火災を発生させるおそれのある行為の届出書」を提出することが必要です。

この届出書は、消防機関が受理し、火災と間違わないようにするため、あらかじめ煙などを発生させる火災とまぎらわしい行為の場所などを事前に把握するためのもの、消防機関が許可をするものではありません。

は、速やかに「119番」または消防署へ通報してください。

4、煙または火災などが付近住民へ影響を与えた場合は、縮小または中止するなどの必要な措置を講じてください。

5、届出箇所の付近住民から消防機関へ通報があった場合、その通報内容と場所が特定できない場合、サイレンを鳴らして現場へ出動する場合があります。また、現場到着時、延焼拡大の危険が大とみなした場合などは、消防隊により消火作業を実施します。

なお、届出書は消防署にあります。印鑑を持参し、来署してください。

実施する場合は注意事項を守ってください！

【注意事項】

- 1、見張り人を配置し、消火の準備をしてください。なお、強風時などの場合は、その行為を延期または中止してください。
- 2、長時間、広範囲にわたる場合は、「開始時」及び「消火を確認した時点」で消防署に連絡してください。
- 3、届出箇所の範囲外に、延焼拡大のおそれがある場合

